

第六十八回
国会

参議院外務委員会會議録第七号

昭和四十七年四月二十日(木曜日)
午前十一時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

八木 一郎君
石原慎太郎君
佐藤 一郎君
山本 利壽君
森 元治郎君

杉原 荒太君
塚田十一郎君
増原 恵吉君
加藤シヅエ君
田 英夫君
西村 関一君
羽生 三七君
黒柳 明君
中村 正雄君
星野 力君

國務大臣
政府委員

外務大臣 福田 赳夫君
外務大臣官房長 佐藤 正二君
外務省アジア局長 吉田 健三君
外務省条約局外務参事官 穂崎 巧君
外務省情報文化局文化事業部長 加川 隆明君

事務局側

説明員

常任委員会専門員 小倉 満君
外務大臣官房人事課長 松永 信雄君
外務省経済局外務参事官 手島 冷志君

大蔵省関税局輸
入課長 片山 充君

本日の會議に付した案件

○外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○千九百七十一年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○國際交流基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八木一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。
外務公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては、去る三月二十一日趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○森元治郎君 この休暇帰国というんですが、昔、賜暇休暇とかいうことがあったんですが、いま使われておりますか。事務当局でいいですよ。
○國務大臣(福田赳夫君) ちょっと政府委員のほうから。

○説明員(松永信雄君) 御説明申し上げます。賜暇休暇ということばは、いまは使っておりません。臨時休暇帰国制度が昔の、以前の賜暇休暇制度に該当するものであります。

○森元治郎君 いままで四年に一ぺん帰ってきたのが、今度は三年、一年短かくしたようですが、何人くらい毎年あるものなんですか、いままでやってきたんですか。
○説明員(松永信雄君) 現在まで大体年間百八十名前後でございます。この改正によりまして、約

三十名の増を見込んでおります。
○森元治郎君 これはえらい公館長とか、あるいは大公使ばかりでなく、参事官、書記官、だれもこの恩典に浴するのではありませんか。
○説明員(松永信雄君) さようでございます。

○森元治郎君 この不健康地というところはどの辺を言うのですか。
○説明員(松永信雄君) 現在、在外公館約百四十個所にございますが、このうちの約半数、七十数館でございますが、不健康地に指定されております。その大部分はアジアの一部、それから中近東、アフリカ及び中南米でございます。

○森元治郎君 その不健康地で、給与ではよほどめんどろは見えてやってくるの、給与の面で。
○説明員(松永信雄君) いわゆる在動手当の中に不健康地手当に対する考慮を含めて在動手当を決定いたしておりますので、不健康地在動について考慮が払われております。

○森元治郎君 何かこう私ら、まあ目につくせいか、館長みたいな立場の人は、よく會議とか何とか言って、休暇帰国以外に帰っているようだが、したがって、四年に一ぺんではなくても、四年に二、三回も帰ってきているんじゃないかと思う。むしろそういう重要任務などで本省と打ち合わせなどのない、下のほうの人のほうが何回も帰してやりたい立場の者がいると思うんですが、上の人なんかしばしば帰ってきてるでしょう。四年間一ぺんも帰ってこないんじゃないのはいないでしょう。

○説明員(松永信雄君) ただいま御指摘がございました。事情はございます。したがって、休暇帰国制度の運用にあたりましては、大使等については、たとえば大使會議が東京で開かれます。このために用務帰国で一時帰国いたしますので、その際に若干日数を延ばしまして、本邦における滞在を延ばすことを認めまして、この休暇帰国制度

をそれに取ってかわらせるようにしております。したがって、その分をそれだけよいほかの館員のほうに実際上は回しております。

○森元治郎君 これは家族同伴も許すんですか。身分の低い一等書記官とか、もって若い人の家族も均てんするんですか。

○説明員(松永信雄君) 扶養家族として同行しております家族は、配偶者及び子供を含めて休暇帰国制度の旅費を支給しております。
○加藤シヅエ君 関連。
その帰ってくるのは健康ということが理由なんでございますか。健康だけが理由で、ほかには何にも理由がないんですか。たとえば、長いこと外国に行っておりまして、自分の国のいろいろな情勢が目まぐるしく動いているというようなことに對しまして、やはり外交官というものは自分の国の変化に對しても十分に認識を持っていなければいけない。そのまた認識の上に、自分がいる在動地におけるそういう問題、純粹の外交的な問題以外の認識というものを對しても、十分に交流を廣めて情報を集めておかなければいけない。私は、まあ方々参りましたときにいろいろお話し合いをしたところを見ますと、どうもそういうことには少し足りないのではないかとこの感じを持つてございまして、こういうような帰ってこられるようなときには、特に健康の問題のほかにもそういうような問題、自分の国の一般的情勢の変化に対する認識をさらに改めていく、深めていくというような目的をも加えていられしやるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○説明員(松永信雄君) ただいま御指摘がございましたように、休暇帰国は、在外職員長期滞在に伴います健康管理のほかに、国内事情の勉強、把握でございます。そのためと、それからさらに事務的に本省といろいろな打ち合わせ等をいたしまして、帰任後十分能率をあげて職務に従事す

ることができるようという目的が含まれております。

○森元治郎君 飛ばして、この待命制度の話ね、待命というのは、昔は、任ず大使館参事官、待命仰せつけらるるなという、あれはあれでも首だったんですが、いまの待命というのは、次御用があるまでまだ生かされる望みがあるんですか、いまの待命は。(笑)昔の待命は、ばっさりだったんだよ、待命というのは。それはどうなんですか。

○説明員(松永信雄君) 戦前は、御指摘のように、一般職の者も含めまして、待命制度がございましたわけですが、戦後は、この待命制度は特別職であります大使のみに適用されるということになっております。

○森元治郎君 これは在外高官あたりが大使で帰ってくる、このプールしておくところには大臣官房参事官などという場がありますね。あんなことではないでおけば、特にこういふことに手をつけなくてもまだ使えるんじゃないですか。

○説明員(松永信雄君) 現在は大使、公使で帰ってこられますと、そのまま待命というステータス、地位になるわけですが、これは官房参事官等の一般職に振りかえることは法律的技术的には可能でございます。しかし他方、定数の問題がございますので、その運用はかなり限定されているわけでございます。

○森元治郎君 そうすると、大使で帰ってくる、待命になっている。で、一年だね、待命一年。一年過ぎればやめ、黙っていられば、大臣からお呼びがかかなければ、それでさよならですね。

○説明員(松永信雄君) 手続的には、一年たちました時点で退職願を出していただくことになっておりますけれども、法律上は、一年経過すると職を失うという規定になっておりますから、一年で大使としての地位が失われるわけでございます。

○森元治郎君 そうすると、やっぱりこれはお役

人さんだから、首切られるのはいやだし、長くつとめたいだろうし、上の人はかわいそうだというのもあるだろう。そうすると何か用事こしらえちゃ全権委員とか、何とか代表とかいっちゃ、こうやってこ首を延ばしていくのに使っているんじゃないかと思うんだが、これは……。

○説明員(松永信雄君) 現在までそのような事例はございません。また今度改正いたしましたも、その用務が終了するまでという限定をつけておりますので、それは無期限に延びるということは考えられないと思います。

○森元治郎君 大体その待命なんという名前がつくのは、これはもう将来があまりない立場ですよ。次から次へと行きそうなの待つ待命というのはつかないでしょう。

○説明員(松永信雄君) まあA国からB国に転任で行かれる大使の場合もございますが、非常に多くの場合、一時一たん帰朝参事官になりまして、東京に帰ってこられて待命になるわけでございます。次の任地に行かれるまでの間、前任者等の関係、あるいはアグレマンの関係がございしますので、一がいには申し上げることはできませんけれども、何か月か東京で待命のままで滞在するという例はかなりございます。

○森元治郎君 待命というのは、大体年輩者、もうつとめ上げたというくらいのところですね、待命にひっかかる人は。そうでもないんですか。

○説明員(松永信雄君) いま申し上げましたような例で、次にまた新しく任地に赴任される前に東京で待命のままおられるという大使もかなりございます。

○森元治郎君 そうすると、この人事異動をやる——福田大臣もいろいろ国会で問題があるんだから、今度やろうという場合、ちょっとこう呼び返しますね、何かに使おうと思つて。そういうのはみんな待命ですか、次にきまるまでは。

○説明員(松永信雄君) 帰朝を命ぜられれば待命になるわけでございます。

○森元治郎君 公使ということばがこれあります

が、公使って、幾つくらいあつて、どんな仕事しているんですか。

○説明員(松永信雄君) ここで申します公使は、いわゆる特命全権公使、特別職としての公使でございます。現在定数は四名でございますが、実際にはワシントンとロンドンに一名ずつ置かれております。

○森元治郎君 私はまあ公使というのは非常に好きでね、これはこう若くてばかりやっていけるような感じがする。大使という、もう終わりが近いような感じがするんだなあ。(笑)OECDA大使の森治樹君が、パリに公使でいた。いかにもいふふふ盛りのところが、いま省内の人を、黙って歩いて、おいをかがと、とにかく大使になりた、大使という名前ですね、それをつけてからやめた。と。どんなことがあつてもへばりついていこうという空気があるんですよ。よほどいいと見えるんだ、これは。もつとも、終戦後小さな国がたぐさん独立して、みんなが大使という制度でやっていくんで、やむを得ず日本もしたのであるが、「大」なんという字を使うより、公使というふうに逆に世界をリードしていく、黒人国でも公使がいいんだと、大使はロートルで無能で、もう定年前なんだと。こういふふうによつぱりリードしていったほうが元気が出ると思うんだがね。これはまあ参考までに。

○星野力君 私は、議題の案件に関連して、外務公務員の国会における態度についてお聞きしたいのです。

四月十日の参議院予算委員会、吉野アメリカ局長が、私の昨年の発言は不穏当であり、問題を起したことを遺憾に思う、深くおわびしますと、こういふふうにおわびしておられる。発言が不穏当であり、こういふ抽象的な言い方で言われておりますが、これはどういふ理由であやまられたのか、大臣あるいはどなたか、お聞きしたいのです。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、沖繩国会にお

あつたわけですが、その時点では、まだ電報漏洩まで至らないんです。しかし、その電報をちらつかせながら委員のほうから御質問がありまして、愛知・マイヤー会談の内容としてこういふことがあつたのかと、あるいは、ロジャーズ・愛知会談、これについては記録はあるのかないのかと、こういふ問われ方をしたわけです。それに対して、吉野政府委員が、こういふ事実はありませんと、あるいは愛知・ロジャーズ会談につきまして、これは記録というものは一切とっておりませんと、まあ電報で大体パリから本省に報告をする、こういふような形でありましたこういふような発言をしたんですが、これは、その交渉の過程の問題でありまして、お尋ねがありまして、実はお答えのできない性質のものであつたわけでありまして、ですから、率直に、せつかくのお尋ねではございしますけれども、これは交渉の過程の問題でありますので、お答えすることができません、こういふようなお答えをいたしますれば、それは問題はなかつたかと思つておりますが、それを、こういふ事実はありませんと、あるいは記録——あとでまあ電報というふうな記録の一種が出てきたわけですが、記録はありますと、こういふような答え方をいたしておると、それは妥当を欠くお答えであつたと、深く遺憾の意を表しますと、こういふ趣旨でございます。

○星野力君 委員長からいま、何かあなたのほうから申し出があつたわけでしょう。私は、あと回しにするという。

○委員長(八木一郎君) 続けてください。

○星野力君 公明堂さんのほう、先おやりになりたいという……。

○委員長(八木一郎君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(八木一郎君) 速記を始めて。

○星野力君 いま大臣からお答えがございましたが、吉野局長は、昨年の沖繩国会で、要するにこその答弁をされたこういふことになると思つて、十日の参議院予算委員会でも、質問者は、吉野局

う、そういうふうに見えるして、あらゆる手を尽くして、ほんとうに機密なものは、これは機密が保持されるようにという努力をいたしていこうと思つていますが、いずれにいたしても、やっぱり外務省全体の気持をそういうふうな方向に持つていくことが先決だというふうに見えるして、この間も、在外公館を含めて全省員に対して私は士氣振興というか、綱紀肅正というか、それについての訓示をいたしたというようなわけでございます。いろいろこまかい具体的な問題は考えてみたいと思ひます。

○加藤シツエ君　そういたしますと、いままではやっぱりみんなホチキスでとめた封筒と、そういう

う方式だったわけでございますね。そうなんですか、はい。

○説明員(松永信雄君) 必ずホキスとめて持つて回るといふことではございません。一部そういうことが慣行的に行なわれていたことはございます。

○加藤シツエ君 今後十分にそういうふうなことも引き締めておやりになるように希望いたします。

○国務大臣(福田赳夫君) はい。

○黒柳明君 いまの秘密文書、機密文書のことですけれども、先般官房長官御出席いただきまして、各省庁全般にわたって、国益は何か、あるいは知る権利、あるいは知らせる義務等と、非常にむずかしい問題で、中期的将来まで、議論は相当かかると思うのですが、私は役所の内部にそういう書類の何が秘密であるか、だれがきめるか、そんなことをいろいろ調べて、官房長官とお話したわけですが、四十一年の五月に、時の官房長官が事務次官を集めていわゆる秘密、マル秘文書は少なくともいかに申し合わせをした。当然その大多数が外務省にあるわけですね。十二万五千のうちの外務省が十万ぐらいですね。ですから、四十一年以前と四十一年後と、まずここら辺で外務省の秘密、マル秘文書の扱い方、件数上からいってどういう傾向があったのか、いわゆる官房長官はマル秘は公開することが原則であると、四十一年の五月は私は副官房長官でその席にいた。しかしながら、今日非常に多過ぎると、いま外務大臣おっしゃったように、そうすると、四十一年五月、政府全体にそういう申し合わせを最高のトップレベルでやったその時点、その以前と以後において、特に外務省がマル秘文書の数においてどういう形になっておるか、いま材料お持ちないでしょうか。

○説明員(松永信雄君) いま手持ちにその資料ございませんので……。

○黒柳明君 感覚的にどうでしょうか、以前と以後と、四十一年ですね。

○説明員(松永信雄君) 多少ふえていると思います。

○黒柳明君 ふえていると。ひとつその数字を教えていただきたいのですがね。そうじゃないと、先般事務次官会議をやりました、四十一年五月十四日の原則に立ち戻れと、こう言ったところで、またいつの時点かこういう事件があったときに、またさらにふえてますでは、これは非常に困る問題ではなからうかと、こう思いますもので、ひとつこの時点の前は、四十一年五月十四日、この時点が全政府に対しての号令がかかった時期でありますから、その以前、すべてのマル秘文書の中心である外務省がどのくらいマル秘を持って、それからその後今日十数万案件ですけれども、それとの対比を一回しませんが、官房長官が全般的に公開の原則を打ち出したわけですから、さらに外務大臣が検討しているとおっしゃるわけですから、それが今後どのように推移していくか、いつの時点かはなからうかと、こう思いますもので、いまはおっしゃったふえているのではなからうかと、そうするとこれはちょっとまけないような気がしますね。具体的に数字の上でどのくらいふえているかというところがわかりませんと非常にけつこうなんです、大体ふえているのではなからうかと、そうなりますとこの次もふえる傾向にあると、こうなると非常にうまくない。こういうことでひとつその数字をお示しいただきたいと、こう思います。

それからついでに、各事務次官集めてマル秘は公開の原則と、その前に要するに内規の問題ですね。まあ外務省の内規はマル秘ですが、これもこれはもう公開されないところ、各官庁のまあ公開されている部分、全部公開されている。それで見ますと、防衛庁なんか要するに日米安保条約のもとで相当やっぱり秘密に属するようないふふいふ文書があるわけですね。しかしながら、内規は別に秘密じゃないわけですね。まあ外務省の場合には暗号電報や何かあるから秘密

がある。これはわかるんですけども、少なくともこの秘密じゃない部分、官房長官もその部分と言ふことができる。ただ後半はですね、後半はどうも公開できないんで、内規全体が公開できないんだと、こういう発言だった。すると外務省はその内規ですよ、国会の場に公開できない文書。全体の公開できる部分ね、これは口答でどういふふうになっているか、ということ、私は各省庁全部とった場合には、大同小異なんです。変わらないうん。秘密の段階を五段階に分けているか、二段階に分けているか、そこらの違いはあれ、大体課長さん以上が秘密の文書をつくっている、こういうことなんです。ですから、外務省の場合も大体そんなことで間違いないかと。というの、四十一年の事務次官会議で政府全体にどういふ呼びかけがあったか、一応内規をつくつたし、整備をしたわけですね。だからその前半の部分は外務省の内規どうなっているのか、ここあたりはお知らせいただけませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ第一に件数の問題であります、これはまあ外交活動がもうこの数年間で非常にふえてきております。世界じゅうを相手にして交渉が行なわれるというようになっています。これを御理解、御評価いただくときには、そのことも頭に置いていただきたいと、こういうふうに存じます。

それから外務省の秘密文書取り扱い規程、これはもうずいぶんこう分厚なものであります、これの厚さには実はなかなかなんです。これはまあマル秘になっておる。なぜかというに、それが世の中に出ると、ことに第三国が知るに至るということになりまして、それをたどってまたいろいろの情報をというふうな事態にもなりかねない。そういうようなことをまあ考えまして、秘密だ、と、こういうふうにしたしておるわけなんです。が、まあ理事会あたりで御相談くださいましてね、たとえば秘密理事会だといふようなときでありますれば、その原本を持ってきて、皆さん

にござんただくといふようなことを考えてもいいんじゃないかと、かように存じますが、また、どうか委員会のほうでひとつどういふふうになさるべきか、そういう性格の規程文書でございますので、それを扱うのはどういふふうにしますか、私どもは外務省の立場でやっております、そのマル秘というふうな立場でやっておりますので、その辺をお考えくださいまして、どういふふうになさるのか。

○黒柳明君 委員長、ぜひ次回のこの委員会を検討していただきまして、私たち拝見させていただきます。というふうに思いますが、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

私は、別に国家の機密がないとは思わない。もうあることが当然だと思ふし、したがって、それが漏れることがうまけないというふうな考えも当然一部にありまされども、いまの問題は大問題だと思ふ。国家の大きな責任だと思ふ。しかしながら、私はそのそういう問題にいく前に、事務的な問題、先ほど申しましたように官房長官と煮詰めてやられたわけなんですけれども、非常に事務的問題がルーズなんだ。だから外務省の場合には、各省庁と前半は大同小異ではなからうか。いわゆるランクのきめ方、それから課長さん以上がきめる、官房長、局長が機密と定めるとか、課長がどうするとかというのでなからうか。その部分はね、口頭でいっていただいたように大体大同小異だと思ふんです。その点はどうか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは理事会で外務省の代表出しますから、まあ御相談くださいまして、うに。できる限り御要請にこたへようにしたいと思ひます。

○黒柳明君 わかりました。前半の部分は、私は各省庁とそう変わりはないかと、こう思ふんです。そこで、具体的に官房長官が、大臣よりも事務次官の責任範囲じゃないかと思ふんですけれども、事務的にマル秘は公開であれ、少なくともして

いくと、これから検討だと思ふんですけれども、検討といつても何にも目標がなくて、マル秘文書といえども当面は外務省であり、これから外務省の大きな仕事だと思ふのでなければならぬ、何も目標がなくて公開するとか少なくするなんというところにいかないわけですし、先日第一回の会合、政府レベルで各事務次官がやったわけですし、その後、外務省としての検討もあるいはやっただけでなかつたか、こう思ふのではありませんか。その経過において、こうしなければならぬとか、こういう面はあります。私は事務的な手続、このことを言ふんです。これがやっぱ問題だから、だから外務省のお役人の人が、それがマル秘か何だかもう神経が麻痺しちゃってしまつて、機密を守らないで、必要がないものを守つて、こういうような一つの悪い傾向にもあるんではなからうか。マル秘をつくるのに非常にばらばら行政、複雑なきめ方、そういうようなことがある。ですから、そこあたり、やっぱ事務的にきちんとして、ほんとうの機密が守られない。機密じゃないものを各省庁が取り扱いに困つて、それで右往左往するということになりかねない。あるいは国会審議の阻害をするというやうなこともないかねないというやうなことから、まずい議論はされてゐる大きな問題、その大きな問題をつくつた一番の入り口は、そういう外務省の内規にある秘密文書をだれがきめ、どういうものを機密とするかといういろいろなことがある。それが事務次官会議で、マル秘は公開、それから整理しよう。こうなると、外務省として、これだけの大きな問題をかかえた当面の当事者として、今後どういうふうにしていくかというやうな心づもりなり、一つの目標か何かあつて、これから整理していくというお考えに立たなければならぬ。いやないか。また、そういう考えをお持ちじゃないかと、こう思ふのだけれども、その点いかがでしょう。

○説明員(松永信雄君) いろいろ御指摘がございました。秘密のものは必要なものに限定する

ということが一つ、もう一つは、必要性がなくなつた場合は、その秘密の指定の解除と申しますか、して公開するということかと思ふのでございます。この点につきましては、先ほど大臣がご答えになりましたように、現在内部におきまして鋭意その具体的な方策を検討中でございます。

○黒柳明君 これ、いままで秘密の期間が切れて公開されたマル秘文書というのは、何件ぐらいあるのですか、過去。

○説明員(松永信雄君) それはやはり具体的な数字を私いま手元に持つておりませんが、かなりございます。

○黒柳明君 大体いまマル秘以上が十数万件あるわけでしょう。それが公開されない分です。

○説明員(松永信雄君) 秘密文書の十数万と申しますのは、昨年、四十六年の一月から十二月までの間に作成された秘密文書でございます。

○黒柳明君 それは全部公開されてない。

○説明員(松永信雄君) その中で公開されたものがあるかという御質問ですか。

○黒柳明君 それは公開されないのか、され得なかつたのか。あるいはその中で公開されたものがあるのか。

○説明員(松永信雄君) その中で公開されたものはあると思ひます、その後です。と申しますのは、あの件数は、秘密文書として作成されたものでございますから。

○黒柳明君 もう一回整理しますよ。昨年作成されたのが十数万件だと思ひましたね。それは昨年作成された。その中で公開されたものはどのぐらいあるか。それが一つ。

まのどうでしょうか。

○説明員(松永信雄君) この点、じゃあ調査いたしましてお答え申し上げます。

○黒柳明君 大体どんな感触をお持ちですか。当然そういうことをお調べになつてゐるんじゃないかと思ふのだけれども、毎年十数万のマル秘がつくられる。それはどのくらいずつ公開されていくのか。

○説明員(松永信雄君) 秘密指定いたしますときに、できる限りその秘密を保持する必要な期間を指定することには努力してゐるわけでございまして、したがって、その期間が過ぎましたときには、それがまあ秘密指定解除になりますから、公開ということになるわけでございます。その数は相当あると思ひます。いまちょっとど

○黒柳明君 相当程度ということ、それではこの次にひとつ資料を出していただいてお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(松永信雄君) 調べましてお答えいたします。

○黒柳明君 それでは、外務大臣、結局その外交の秘密といふのは、十八、九世紀にわゆる同盟条約なんか裏切られるとか何とか、そういうやうなことからこの外交上の秘密は保たなければならぬ、国家の安全のために、こういう概念がやっぱ世界的にあつて、それがやっぱ外交機密の保全保持と、こういうことなわけですから、わが国の場合にはちよつとそれが何かこう変わった外交機密の保持みたいな気がするわけですよ。要するに、国家の機密の保持といふのは必ずしも同盟関係とか、そういうものが破れるとか、そういうことではないにしても、初めは十八、九世紀はそういう考へだつたわけですよ。それで国家の機密を保持しなければならぬ。ところが、いまこの機密を保持するといふことは、利益のためなのか、一外務省のためなのか、あるいは日本の国のためなのか、日本の国民のためなのか、非常にまちまちである。なぜかなれば、き

る人が、それは失礼ですけれども外務大臣じゃない。これはもう外務大臣がきめるわけにいきません。そのために課長に権限を、局長に権限を、官房長に権限を与えるわけですね。それで機密なり極秘なりきめるわけですね。そうすると、機密ときまつた書類ですけれども、それは全部外務大臣が裁決するわけですか、一番最高機密というのを。きめるのは局長ですね、官房長ですね。

○国務大臣(福田起夫君) 外務省の書類で、機密と部長がきめます。その書類が、私のところへ全部来るかと、こういふと、そうすると、ごくもう一部しかこないのではありませんか。私が知らない機密文書といふものが大部分といふやうな状態です。そこで、その文書で一番多いのは、おそらく外務省の役人がほかの国の人と話したとことだろと思ひます。つまり、情報の交換といふことがあるわけでありまして、あるいは意見の交換、それが一々世に漏れるといふことになる。相手方はどくばらんに話をしなくなる。そういうやうなことになる。もう外交はできないのです。その辺に世俗的な意味におきまして見ますと、まあ秘密にせぬでもいいじゃないかと、こういうやうなものを秘密にしなければならぬ、こういうやうなことがある。たとえば、キッシンジャーの訪日問題、これは大したことでもないわけですが、キッシンジャーが、これが事前に漏れたら私は行きませんよと、こういう注釈をつけておるわけなんです。そうすると、それがきまる時点までにかく秘密にしておかなければならぬ。それがかりにどういふ拍子か漏れたといふことになる、キッシンジャー来日ができなくなる、こういうやうなことになるわけでありまして、そういうやうな事情がありまして、まあ人と人との対話を漏らさない、そういうことが非常に定着した日本の外務省であるといふことになる、かなり突っ込んだいろいろな話が外国の人とできる、こういうことになるわけなんです。交

渉ですから、たとえばA国、AというのはABCのAですが、A国との間において日本が何らかの問題で交渉する、そういう際には、お互いがお互いの立場があるものですから、まあ吹っかけるというか、そういうようなこともあり得るわけですね。そういうことからだんだん話し合っていくって、ある妥結点に到達するわけですが、その過程がばらばら世の中に出るといって、これまた複雑な反応がありまして、どうもできない、あるいはこういふ交渉をしているが腹のうちはこうだといううな訓令を交渉当事者にいたしたと、その訓令が漏れましたということになったら、ほんとうにこれは交渉も成り立ちませんし、いろいろの秘密事があるのです。しかし、いま申し上げましたように、秘密事項は整理しようと、また期限をひとつ検討しようということ、まあ機密事項をなるべく少なくする。そのかわり、少なくなったその機密につきましては、厳重にこれを機密性が守られるように努力しようということにしたいと思ひます。

○委員長(八木一郎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君) 速記を始め。
他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外務公務員法の一部を改正する法律案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、

千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際交流基金法案(いずれも衆議院送付)

以上三案件を便宜一括して議題といたします。まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。福田外務大臣。

○國務大臣(福田外務大臣) ただいま議題となりまして千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件及び国際交流基金法案の三件につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件につきまして、この協定は、一九六七年の国際穀物協定にかわるものとして、昨年一月から二月にかけてジュネーヴで開催されました国際連合小麦会議において採択されたものであります。

この協定は、一九六七年の国際穀物協定と同様、小麦協定と食糧援助協定との二部からなっております。小麦貿易協定は、小麦の価格並びにこれに関連する権利及び義務についての規定が削除されており、また食糧援助協定は、一九六七年の国際穀物協定の小麦貿易協定の規定を踏襲しております。小麦の市況の安定化等について規定しております。食糧援助協定は、ほぼ一九六七年の国際穀物協定の食糧援助協定の規定を踏襲しております。開発途上にある国に対する食糧援助について規定しております。

この協定を締結いたしますことは、小麦の安定した供給が期待されること、開発途上にある国の食糧援助の解決に貢献することとなること等の見地から、わが国にとりまして有益であると考えられます。なお、わが国といたしましては、この協定の食糧援助協定に基づく援助を米または農産物資で行なう方針でありますので、同規約にその旨の留保を付しました。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、

この条約は、西諸国の代表から構成された欧州関税同盟研究団による検討の結果、一九五〇年十二月にブラッセルで作成されたものであります。この条約の目的は、価額を課税標準として関税を課する場合の物品の価額の定義を定めることによりまして、税関における物品の評価方式の統一をはかり、もって関税交渉及び貿易統計の比較等を容易にすることにあります。

近年におけるわが国の貿易活動の拡大及びそれに伴ってわが国の関税制度に対する諸外国の関心が高まってきたという事実を照らしますと、わが国がこの条約の締結国となりますことは、関税制度の国際的な統一と貿易活動の円滑化をはかる見地からきわめて有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、国際交流基金法案につきまして、

今日、わが国をめぐる国際環境を考えますと、国と国との長期的な信頼関係の基礎づくりが何よりも肝要であります。そのためには、国民相互の間の心と心の触れ合いをつちかう人物交流を中心とする海外との文化交流を安定した財政的基盤と機構の上に強力に推進することが急務であるのであります。かかる観点から、この法律案におきまして、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進することともに、国際友好親

善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする特殊法人国際交流基金を設立いたします。

この基金に対しましては、政府から百億円を出資いたし、また、民間からの出資をもあわせまして基金の資本金とし、その運用益等をもって前述の目的達成のために人物の派遣及び招聘、日本研究、文化的催し、文化資料の作成等の業務を行なうことといたしております。

この基金は、外務大臣の監督を受け、役員として理事長一名、理事四名以内、監事一名を置くほか、基金の運営上の重要事項審議のため、運営審議会を設けることとしております。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(八木一郎君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。穂崎条約局参事官。

○政府委員(穂崎参事官) 千九百七十一年の国際小麦協定につきまして若干補足説明を申し上げます。

わが国は、伝統的に小麦の大輸入国でありまして、昭和四十五年度のわが国の輸入量は、約四百六十二万トンであります。これは、英国に次いで世界第二位を占めるものであります。したがって、わが国といたしましては、小麦に関する商品協定に当初から大きな関心を抱いており、一九五一年以来引き続きこれに参加してきております。

今回のこの協定を前回の一九六七年の国際穀物協定と比較いたしました場合に、最も大きな相違は、この協定の小麦貿易協定におきまして、小麦の価格並びにこれに関連する権利及び義務についての規定いわゆる経済条項といわれておりますものが削除されていることとありますが、この主な原因は、輸出国間、特にアメリカとカナダの間で、価格帯決定のための代表的小麦及び基準積み出し地点の選定をめぐって折り合いがつかず、また、小麦の最低価格の水準につきましても妥協に至ることができなかったこととあります。そのた

め、会議の時間的制約もありまして、経済条項を削除した形の協定となるものやむをえないこととなった次第であります。しかしながら、この協定におきましては、小麦貿易規約二十一条において国際小麦理事會が経済条項に関する問題を検討し、成算のある交渉が可能と判断される場合には国際會議の招集を要請することとなっております。他方、わが国を含む主要輸出入国が従来同様小麦の國際市場の安定のために努力いたしますことは、有意義であると考えられます。

なお、食糧援助につきましては、わが国は、前回の一九六七年の國際穀物協定の食糧援助規約との関連におきまして、米または農業物資の形態で、主として東南アジア諸国に援助を行なつてまいりましたが、この援助は、東南アジア諸国により高く評価されている次第でありますので、今回の協定の食糧援助につきましても、この方向で援助を行なつてまいれる所存でございます。

次に税関における物品の評価に関する条約につきましても補足説明を申し上げます。

この条約は、すでに提案理由として御説明がございましたように、税関において輸入物品の評価を行なう場合の評価方式の統一をはかることを目的としたものであります。具体的には、輸入物品と、輸入物品に關稅をかける場合には、その物品の輸入港における價格、すなわちCIF價格を課税標準とすることを規定しております。

わが国が従来実施しております評価方式は、ほぼこの条約の原則に沿ったものであります。厳密な意味では、条約の規定との間に若干の相違点もありません。近年におけるわが国の貿易の拡大に伴いまして、わが国の關稅制度に対する諸外國の関心が高まっております。わが国と同一の評価方式を採用することが望ましいと考えられます。

なお、この条約に加入するために必要な国内法の改正は、關稅定率法等の一部を改正する法律案として今國會に提出され、すでに可決成立しております。

ります。

○委員長(八木一郎君) 加川文化事業部長。○政府委員(加川隆明君) 國際交流基金法案について若干補足説明をさせていただきます。

本法案により設立が予定されておりますところの國際交流基金は、昭和四十七年度予算政府原案におきましては、五十億円の政府出資と約三億円の補助金が計上されておられ、十月一日に発足、事業を開始する予定となっております。このように、昭和四十七年度におきましては、基金は十月一日から半年事業を行なうわけでありまして、その事業資金といたしましては、前述の五十億円の政府出資及び民間からの出資金の運用益と政府補助金約三億円、合計額約五億円の想定されております。

基金は、当面の事業の重点を人物交流に置き、できるだけ多くの學者、文化人を招聘して、よく日本の実情を理解してもらつと同時に、わが国からの海外への派遣をも行なう等、深くかつ幅広い交流を行ないたいと考えております。そのほか、日本文化紹介の圖書の作成、伝統的な、あるいは現代の芸術及び芸能の交流、海外の大学、研究所における日本研究への援助等に力を入れる予定でございます。

また、基金の運営にはできるだけ民間の創意を生かすよう、各界、各層の代表者からなる運営審議會を設けて、その意見を十分尊重しつつ、その積極的活用をはかるよう配慮いたしたいと考えております。

なお、基金の発足に際し、これまで政府の補助を得て各種の文化交流を行なってきた國際文化振興會、これはその中に発展的に解消することとされております。

以上がこの法案につきましての補足説明であります。御審議の上、すみやかに採択いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(八木一郎君) 以上をもって三案件についての説明は終了いたしました。

の質疑は後日に譲り、千九百七十一年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件、以上二件についてこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○森元治郎君 もう一回、六七年の國際穀物協定と、今度の協定と、名前も違うし、一番の違いを教えてください。

それから小麦の安定した供給をやるために價格のあれ、上限とか、下限とかいう制度がありました。たね。もうこの國會でも何回かやってきた、小麦協定は。そういうことを忘れちゃったのだが、それはどういふふうになつてゐるか。廃止されたというふうですが、どうなつてゐるか説明していただきたい。

○説明員(手島清志君) お答え申し上げます。

「千九百六十七年の國際穀物協定」につきましては、まず対象となる穀物の内容が単に小麦だけでなく、そのほかの粗粒穀物、たとえばトウモロコシですとか、大麦、オート、その他のものが含まれていたのでございます。それら穀物のうちで小麦につきましては従来の小麦協定におけるのに似た仕組みで價格帯をつくりまして、その價格帯に基づいた輸出及び輸入の權利、義務の關係がつくられておつたわけでございます。で、その他の粗粒穀物につきましては、当初交渉に入りますときのねらいは、その他の穀物についても同じような權利、義務關係をつくらうということであつたのでございますけれども、結果的には、単に検討の対象にすることだけで終つておつたわけでございます。これに比べて、七一年の協定につきましては、まず、対象が小麦一本に戻つてきたということがございます。しかも、その小麦だけを対象とすることになりましたんですが、ただいま先生の御指摘のとおり、まず價格帯、これについては交渉が始まる際には價格帯を設け、かつ、それに伴う輸出及び輸入の權利、義務關係を規定するということを考へて始めた

わけでございますけれども、結果的には、その價格帯をつくることに合意が成立しなかつたために、まあ言つてみますと、本来の意味の商品協定というものは若干後退したような感じがいたします。で、新しい協定ができたわけでございます。かつ、前の協定が穀物協定という名前でありましたのに比べて、今度は小麦を中心にしてやろうということ、昔からある小麦協定という名前に戻つてきたわけでございます。

で、なぜ價格帯の規定ができなかつたかということになるかと思ひますけれども、この点につきましては、先ほどの補足説明のときにも申し上げましたように、まず、價格帯をつくるためには、基準となる小麦を選びまして、また、基準となる小麦の積み出し港を選びまして、そこから各運つた國の、運つた銘柄の小麦について價格をきめるわけでございますが、今回の交渉の時期におきまして、特にアメリカとカナダとの間で、それぞれ自分の國の小麦を基準の小麦とすることに對して兩國とも消極的であり、また自分の國の港をその基準の地点にするということについても消極的でありました。ほかに、價格帯の水準をどの程度にするかということについて意見がまとまらず、結果的に價格帯及びそれに伴う權利、義務の關係が規定されない協定ができ上つたという次第でございます。

○森元治郎君 いまは、この小麦に關してはもう生産過剰と言つてもいいんですか。

○説明員(手島清志君) 一般的に申しますとそういうことが言えるかと思ひます。まあ主要な小麦生産國、たとえば米國でありますとか、カナダでありますとかは、生産過剰抑制のためにいろいろ措置をとつておりますけれども、それに見合うといひますか、あるいはそれ以上に生産の能率が上がつて、生産はふえておられます。そのほか、まあソ連でございますとか、中華人民共和國のあたりも、生産もふえてゐるようでありまして、また、インド等の低開發國においても、かなりふえておられますので、一般的に申しますと、價格はま

あ下的ほうに張りついてはば安定しておるといふような事態だと思ひます。

○森元治郎君 ソビエトは小麦輸出国ということですから、ときに輸入国になったりするんですか、協定上輸出、輸入国という厳然たる区分けして論議しているんでしょう、立場をはっきりして。ソビエトの場合は、両刀づかいみたいなんだが、どうなんですか。

○説明員(手島治志君) ソ連は確かに国内の生産も非常に多くて、東欧のほうにもかなり出しておりますが、他方御指摘のように、カナダあたりから輸入もかなりしておるわけでございます。しかし、全体的に見ますとこれは輸出国ということとで、小麦協定には輸出国として六二年の協定以来参加しております。

○森元治郎君 関税のほうはともかくは必ずかしくて、福田さんが私なんかよりもよっぽど知っているんで、攻めようもないんですが、もう少しわかるようにだれか説明してもらいたい。関税方面の説明、わかるように。とてもこれはこまかい問題で、こんなことやっていたらとても……

○説明員(片山充君) 簡単に御説明いたしますのは非常にむずかしいわけでございますけれども、税関における物品の評価、あるいは関税評価とも申しますが、これは貨物を輸入いたします場合に、輸入国のほうで関税を課税いたします。その場合に、まあ大ざっぱに申しまして、一キログラム幾らとか、あるいは一リットル幾らとか、そういった一定の量を基準にして税金を計算するものと、それから輸入品の価格をベースにいたしまして何%というふうに関税を計算いたします場合と、二つあるわけでございます。問題になりますのは、うしろのほうのいわゆる従価税品と申しておるものでございます。で、従価税品につきましては、その関税額を計算いたします場合に、課税標準としての輸入品の価格をどういうふうに見積もるかという問題があるわけでございます。まさに評価条約というのは、その見積もりのしかたをできるだけ世界的に統一したやり方をやろうでは

ないかというのが趣旨でございます。

それで、ブラッセルの問題になっております評価条約には、加盟いたしておりますのは現在二十六カ国でございますけれども、加盟はしていないけれども、この方式によっておる、現実のやり方をこの方式によっておるという国は七十数カ国にのぼっておるというように聞いております。わが国も昭和四十一年の関税法の改正以来大体やり方はこの方式に従っておるわけでございます。

そのやり方についてごく簡単に申し上げますと、たとえばアメリカなりヨーロッパなりから貨物を輸入いたします場合に、運送に必要な運賃あるいは保険料を課税価格の中に入れるのか入れないのかという大きな問題がございます。入れない場合がFOBといわれる方式でございます。入れる場合がCIFといわれる方式でございます。ブラッセルの評価条約も、われわれのいまやっております方式も、うしろのほうのCIFによっております。アメリカ、カナダあたりはFOBによっておりますわけでございます。

まあそういうことでございまして、もう一つさらけに申し上げますと、評価条約がねらっておりますのは、現実にはまず輸入国、輸出国共通のそういった課税標準の見積もりの基準をきめることによって、税関でのいろいろなトラブルを避けて、貿易そのものを円滑にしていこうというのがまず第一にあると思ひます。

もう一つは、貿易統計を各国ともつくっておるわけでございますが、その統計に計上いたしますものさしをひとつ同一のものにしていこう、そのことによって貿易交渉その他においても正確な議論はできるようにしていこう、まあ二つのねらいがあると思ひます。もちろん今度入りますのもそういうねらいを含めて入るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、わが国としては、四十一年以来大体やり方は同じようなCIFをベースにした方式をとっておるわけでございまして、条約に加入いたしますことによって大きくやり方が変わるわけでございせんけれども、先ほ

どちよつと申し上げましたが、税関で関税の賦課にからみましてよくトラブルが起きますのは、やはり評価を中心にして一番多いのでございまして。まあ従来われわれは先ほどから申し上げておりますように、ブラッセルの基準と同じ基準でやっておりますんだと説明いたしておるわけでございすけれども、そういうような場合には、むしろはつきり条約に入りまして、条約に基づいてやっておるんだというふうな説明をいたしますほうが何と申しますか、説得力も大きくなるわけでございす。そういうような観点から、わが国の関税の評価方法を明確にいたしまして、そういったトラブルを避ける。あるいは国際経済関係の円滑化に資する、役立てようと、そういったねらいで配意をしておるわけでございす。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより二案件について一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 多数と認めます。よって本件は、多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 多数と認めます。よって本件は、多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

午後零時二十三分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された

一、世界連邦建設に関する決議に関する請願

(第一〇一八号)

第一〇一八号 昭和四十七年三月十日受理

世界連邦建設に関する決議に関する請願

請願者 滋賀県大津市錦織町一丁目 野崎さ

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月十四日)

一、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月十八日)

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国際交流基金法案

国際交流基金法案

国際交流基金法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 役員及び職員(第十条—第二十条)

第三章 運営審議会(第二十一条—第二十三条)

第四章 業務(第二十三条—第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十五条)

第六章 監督(第三十六条—第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条—第四十条)

第八章 罰則(第四十一条—第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国際交流基金は、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行ない、もつて世界の文化の向上及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

(法人格)

第二条 国際交流基金(以下「基金」という。)は法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 百億円

二 基金の設立に際し、政府以外の者が出資する金額

2 政府は、前項第一号の百億円を出資するものとする。

3 基金は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

5 政府は、第三項の規定により基金がその資本

金を増加するときは、金銭以外の財産を出資の目的として基金に出資することができる。

6 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員の評価した価額とする

7 前項に規定する評価委員その他同項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることはできない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(登記)

第七条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 基金でない者は、国際交流基金という名称を使用してはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び職員

第十条 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要あると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十二条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十三条 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤を除く。)は、役員となることができる。

(役員の内命)

第十五条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の内命)

第二十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第二十一条 基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に關する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、基金の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第二十二条 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲等)

第二十三条 基金は、第一条の目的を達成するた

め、次の業務を行なう。

一 国際文化交流の目的をもつて行なう人物の派遣及び招へい

二 海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及

三 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあつせん並びにこれへの参加

四 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

五 国際文化交流を行なうために必要な調査及び研究

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 基金は、前項第七号に掲げる業務を行なうとすときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、その業務を円滑かつ効果的に行なうため、関係の行政機関その他の機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

(業務方法書)

第二十四条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年 四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸

借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、基金の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 基金は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第二十八条 基金は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 基金は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることが出来る。

できる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(運用資金)

第三十一条 基金は、業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、第四條第二項及び第四項の規定により政府が出資した金額をこれに充てなければならない。

2 前項の運用資金(以下「運用資金」という。)は、政令で定める場合を除くほか、取りくずしてはならない。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十二条 基金は、次の方法による場合を除くほか、運用資金及び業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

四 前三号の方法に準ずるものとして政令で定める方法

(財産の処分等の制限)

第三十三条 基金は、外務省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

第三十六条 基金は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十七条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第三十八条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給与の年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることが出来る。

(解散)

第三十九条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第二項、第三十三條又は第三十五條の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十七條第一項又第三十四條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十一條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條第二項の規定に違反して運用資金を取りくずしたとき。

五 第三十二條の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十六條第二項の規定による外務大臣の命令に違反したとき。

第四十三條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府からの出資)

第二条 第四條第二項の規定による政府の出資については、基金の設立に際して五十億円を出資するものとする。

し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

2 第四條第一項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる金額は、昭和四十七年度においては五十億円とし、昭和四十八年度においては、前項の規定による同年度の出資が完了するまでの間は、五十億円と同年度の残余の額のうち出資のあつた額との合計額とする。

(基金の設立)
第三条 外務大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 外務大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、外務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 基金は、設立の登記をすることによって成立する。

(国際文化振興会からの引継ぎ)
第四条 昭和九年四月十一日に設立された財団法人

国際文化振興会(以下「振興会」という。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、振興会の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に於いて基金に承継されるものとし、振興会は、その時に於いて解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 基金は、前項の規定により振興会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本剰余金として積み立てなければならない。

5 第三項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(経過規定)

第五條 この法律の施行の際現に国際交流基金と云ふ名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六條 基金の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十八年三月三十一日に終わる。

第七條 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)
第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第
号)	

(法人税法の一部改正)
第九條 法人税法昭和四十年法律第三十四号の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中国国家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項の次に次のように加える。

国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第
号)	

(地方税法の一部改正)
第十條 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十一條の五第一項第四号中「並びに預金保険機構」を、「預金保険機構並びに国際交流基金」に改める。

(外務省設置法の一部改正)
第十一條 外務省設置法昭和二十六年法律第二百八十三号の一部を次のように改正する。

第十三條第一項に次の一号を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

七 国際交流基金を監督すること。

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 一 終わり 政府委員(穂 説明員(黒田 瑞夫君)

昭和四十七年五月十二日印刷

昭和四十七年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P